

1章 Q&A コーナー

国 = 国税 県 = 県税 市 = 市税

住民税（市民税・県民税）Q&A

住民税 お問い合わせ先 61ページ 各市税事務所市民税課個人市民税班
所得税 お問い合わせ先 63ページ 税務署

1 住民税と所得税のちがいは何？

国 県 市

Q 住民税（個人の市民税・県民税）と所得税は、どちらも所得に対して課税される税金と聞きましたが、どのようなちがいがあるのですか。

A 住民税と所得税の主な相違点は次の表のとおりです。

区 分	住 民 税	所 得 税
課 税 主 体	1月1日現在の住所地の市区町村・都道府県	国
課 税 され る 所 得	前年の所得に対して課税されます。	現年の所得に対して課税されます。
均 等 割	均等割の制度があります。 市民税：3,500円 県民税：1,500円	均等割にあたるものはありません。
税 率	課税所得の大小にかかわらず、 市民税：一律8% 県民税：一律2%	課税所得に応じた7段階の超過累進税率 (5%、10%、20%、23%、33%、40%、45%)
納 税 の 方 法 (給 与 所 得 者 の 場 合)	毎年6月から翌年5月までの 毎月の給与から天引き（特別 徴収）されます。	毎年1月から12月までの毎月の 給与のほか、ボーナスからも天引き (源泉徴収) されます。
所 得 控 除	38ページ以降をご覧ください。	

住民税 お問い合わせ先 61ページ 各市税事務所市民税課個人市民税班

2 今年は働いていないのに住民税の納税通知書が届きましたが、なぜ？

市

Q 私は、令和元年12月に会社を辞め、現在は専業主婦ですが、先日、令和2年度の住民税の納税通知書が届きました。この住民税は納めなければならないのでしょうか。

A 住民税は、前年中の所得に対して課税されます。あなたには、令和元年中に所得がありましたので、令和2年度の住民税が課税されることとなります。

住民税 お問い合わせ先 61ページ 各市税事務所市民税課個人市民税班

3 退職時に納めたのに住民税の納税通知書が届きましたが、なぜ？

市

Q 私は令和2年1月に会社を退職しました。その後は無職なのですが、6月に住民税の納税通知書が送られてきました。退職したときの給与で住民税を一括で納めたはずなのですが、なぜ納税通知書が送られてきたのですか。

A 令和2年度の住民税は、令和元年中の所得に対して課税され、給与所得者の場合、その税額は、令和2年6月から令和3年5月までの12回に分割して給与から差し引かれます。

つまり、退職時に一括で納めていただいた住民税は、平成30年中の所得に対する平成31年度分（令和2年5月までの徴収分）のもので、6月に送られてきた納税通知書は、令和元年中の所得に対して課税された令和2年度分の住民税の納税通知書ということになります。

住民税 お問い合わせ先 61ページ 各市税事務所市民税課個人市民税班

4 年の途中で引っ越した場合、住民税はどこに納めるの？

市

Q 私は稲毛区に住んでいましたが、転勤により、令和2年3月20日に栃木県宇都宮市に転居しました。令和2年度の住民税はどこに納めることになるのですか。

A 住民税は、その年の1月1日現在の住所地の市町村で課税されることとなっています。あなたの場合、令和2年1月1日は稲毛区にお住まいでしたので、その後に転居したとしても、令和2年度の住民税は千葉市に納めていただくこととなります。

住民税 お問い合わせ先 61ページ 各市税事務所市民税課個人市民税班

5 亡くなった家族の住民税はどうなるの？

市

Q 令和2年2月に私の夫が死亡しましたが、令和2年度の住民税の納税通知書が届きました。この住民税は納めなければならないのでしょうか。

A 住民税は、毎年1月1日現在で住所のある方に対して、その住所地の市町村が課税することになっています。

したがって、令和2年2月にお亡くなりになった場合には、令和2年度の住民税が課税されます。

なお、この住民税については、納税義務が継承された相続人に納めていただくこととなります。

6 いくらまでの収入なら課税されないの？

市

Q

私は主婦で、パート収入以外には収入がありません。私のパート収入がいくらまでであれば、税金が課税されないのでしょうか。

A

住民税は、パートの年間給与収入が100万円以下であれば、かかりません。なお、所得税がかからないのは、103万円以下の場合です。

7 住民税の公的年金等からの特別徴収制度って何？

市

Q

住民税の公的年金等からの特別徴収制度とはどのようなものですか。また、納める税額はこれまでと変わるのですか。

A

公的年金からの特別徴収制度とは、年金の支払者が、公的年金等に係る住民税を年金から天引きすることにより、年金受給者の代わりに納税する制度です。納税のために金融機関等に向く必要がなくなり、年金受給者にとっての利便性が高まることから、平成21年10月から始まりました。

なお、この制度により、税負担が増えるということはありませんので、ご安心ください。

◆ 今年度より公的年金からの特別徴収となった方、または前年度に税額変更等で特別徴収から普通徴収に切り替わった方

ア 今年度の前半（普通徴収）

公的年金等に係る住民税の年税額の2分の1相当額を1期（6月）・2期（8月）の2回に分けて、納付書等により納めていただきます。

イ 今年度の後半（特別徴収）

公的年金等に係る住民税の年税額の2分の1相当額を10月・12月・翌年2月の3回に分けて、公的年金から天引きします。

ウ 来年度の前半（仮特別徴収）

今年度の公的年金等に係る住民税の年税額の2分の1相当額を翌年4月・6月・8月の3回に分けて、公的年金から天引きします。

◆ 前年度から引き続き公的年金からの特別徴収となる方

ア 今年度の前半（仮特別徴収）

前年度の公的年金等に係る住民税の年税額の2分の1相当額を4月・6月・8月の3回に分けて、公的年金から天引きします。

イ 今年度の後半（特別徴収）

今年度の公的年金等に係る住民税の年税額から、4月、6月、8月に仮徴収した額を差し引いた額を10月・12月・翌年2月の3回に分けて、公的年金から天引きします。

ウ 来年度の前半（仮特別徴収）

今年度の公的年金等に係る住民税の年税額の2分の1相当額を翌年4月・6月・8月の3回に分けて、公的年金から天引きします。

8 公的年金からの特別徴収、給与からの特別徴収及び普通徴収の併用徴収って何？

市

Q

私は66歳で、公的年金等収入以外に給与収入及び不動産収入がありますが、住民税はどのように納付することになりますか。

A

下記の(1)～(4)のいずれかの方法により、住民税を納付していただくこととなります。なお、年金特別徴収の対象とならなかった場合は(5)～(7)のいずれかの方法によります。

- (1) 年金特別徴収（新規）、給与特別徴収及び普通徴収の併用徴収（所得税確定申告等で「自分で納付」を選択した場合のみ）
- (2) 年金特別徴収（新規）及び給与特別徴収の併用徴収、または年金特別徴収（新規）及び普通徴収の併用徴収
- (3) 年金特別徴収（継続）、給与特別徴収及び普通徴収の併用徴収
- (4) 年金特別徴収（継続）及び給与特別徴収の併用徴収、または年金特別徴収（継続）及び普通徴収の併用徴収
- (5) 給与特別徴収及び普通徴収の併用徴収
- (6) 給与特別徴収
- (7) 普通徴収

①全体税額				
	②給与に係る税額	③公的年金等に係る税額		④その他の所得に係る税額
		⑤普通徴収分の税額 ⑦仮徴収分の税額	⑥特別徴収分の税額 ⑧本徴収分の税額	
(1)	給与から天引き	納付書または口座振替 (⑤)	公的年金から引き落とし (⑥=③-⑤)	納付書または口座振替 (①-②-③)
(2)	給与から天引き (②+⑤)		公的年金から引き落とし (⑥=③-⑤)	給与から天引き (①-②-③)
	納付書または口座振替 (②+⑤)			納付書または口座振替 (①-②-③)
(3)	給与から天引き	公的年金から引き落とし (⑦+⑧)		納付書または口座振替 (①-②-③)
(4)	給与から天引き	公的年金から引き落とし (⑦+⑧)		給与から天引き (①-②-③)
	納付書または口座振替 (②)			納付書または口座振替 (①-②-③)
(5)	給与から天引き	納付書または口座振替 (①-②)		
(6)	給与から天引き			
(7)	納付書または口座振替			

※⑤～⑧につきましては、前頁と同様の方法で算出されます。

9 年金収入が400万円以下の場合、申告は必要なの？

市

Q

私は、年金受給者です。毎年、所得税の確定申告を行っていましたが、税務署から、「あなたは、年間の収入金額が400万円以下なので確定申告は不要です。千葉市に申告をしてください」と言われました。

税務署から言われたとおり、千葉市には申告しないといけないのでしょうか。また、申告をする場合、どのような書類を用意すればよいのでしょうか。

A

所得税法の改正により、年金収入が年間400万円以下の方で、かつ、年金以外に20万円以上の所得がない方は、平成23年分の申告から所得税の確定申告をする必要がなくなりました（ただし、所得税の還付を受ける場合や源泉徴収の対象とならない公的年金等（外国において支払われる公的年金など）の支給を受ける方は、申告が必要です）。

千葉市への申告は、年金から天引きされている健康保険料等以外の社会保険料を納付書や口座振替で支払った場合や、生命保険料控除・医療費控除などを受ける場合には必要となります（申告をしないと、社会保険料控除・生命保険料控除・医療費控除などが受けられません）。

申告に必要な書類は、年金の源泉徴収票、支払った保険料の控除証明書、医療費の明細書、印鑑、マイナンバーカードなどです。詳しくは、市税事務所市民税課にお問い合わせください。

10 住民税から控除される住宅ローン控除があると聞きました

市

Q

私は、所得税の住宅ローン控除を受けているのですが、住民税からも控除される場合があると聞きました。

どのような場合に、どのような手続きをすれば住民税からも控除されるのか教えてください。

A

平成22年～令和3年に居住した方が、所得税から住宅ローン控除を引ききれなかった場合には、所得税で引ききれなかった部分について、97,500円（平成26年4月1日以降に居住を開始し、かつ消費税8%または10%で住宅を購入した方については、136,500円）を上限として住民税からも住宅ローン控除の適用を受けることができます。

なお、年末調整で住宅ローン控除の適用を受けている場合または所得税の確定申告で住宅ローン控除の適用を受けている場合については、それらの資料をもとにして、千葉市で控除額を計算しますので、特別な手続きは必要ありません。

なお、控除額の計算など詳細については、43ページをご覧ください。

11 医療費控除を受けるにはどうしたらいいの？

市

Q

私は、令和2年4月に骨折をして入院しました。一定額以上の医療費を支払った場合に、所得税や住民税の医療費控除が受けられると聞きました。どのような手続きをすればよいのでしょうか。

A

所得税の確定申告または住民税の申告をすることで、控除を受けることができます。「一定額以上の医療費」の「一定額」とは、10万円または総所得金額等の5%のいずれか低い金額です。ちなみに、生計が同じ家族の分の医療費は、まとめて申告をすることができますが、保険金などで補てんされる金額は支払った医療費から差し引きます。

申告の期間や場所については、次のとおりです。

- 申告期間 原則、2月16日～3月15日
- 申告場所 所得税の確定申告：管轄の税務署
市・県民税の申告：各区役所
- 必要なもの ・昨年の所得が分かるもの（給与や年金の源泉徴収票等）の原本
・マイナンバーカード等
・印鑑
・自分名義の銀行や口座番号の分かるもの
・医療費の明細書等（※）

※令和3年度（令和2年分）以降の申告からは、医療費の領収書の添付または提示ではなく、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました（領収書は自宅で5年間保存する必要があります）。

また、一定の項目の記載がある、医療保険者から交付を受けた医療費通知（健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など）を添付すると、明細の記入を省略できます。

12 セルフメディケーション税制って何？

市

Q

薬局などで購入した医薬品の金額の合計が1万2千円を超えた場合にも、所得税や住民税で控除を受けられると聞きました。どのような手続きをすればよいのでしょうか。

A

現行の医療費控除の特例として、一定の取り組み（特定健康診査・予防接種・定期健康診断など）を行う方が、年間1万2千円を超える一定のスイッチOTC医薬品（医師によって処方される医薬品から、薬局で購入できる特定の医薬品に転用されたもの）を購入した場合、購入費の合計額から1万2千円を差し引いた額（最大8万8千円）を所得控除できる特例が、平成30年度（平成29年分）申告から創設されました。「セルフメディケーション税制の明細書」及び「一定の取組をしたことを証明する書類」を添付して申告してください。

13 均等割額が変わったと聞きました

市

Q

平成26年度から均等割額が変わったと聞きましたが、どのように変わったのでしょうか。

A

東日本大震災からの復興に関し、全国的に緊急に実施する防災・減災等のための事業の財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの間、市民税・県民税を各500円引き上げることといたしました。

千葉市では、小中学校校舎等耐震補強事業のために借り入れた市債の償還財源として、活用させていただいております。

14 申告特例非該当通知が届きましたが、なぜ？

市

Q

ふるさと納税ワンストップ特例の申請書を寄附先の自治体に提出しました。その後申告特例非該当通知が届き、ワンストップ特例が受けられませんでした。どうということでしょうか。

A

ふるさと納税ワンストップ特例は、平成27年4月以降に行われる寄附を対象として、確定申告の不要な給与所得者等が市町村等の自治体に寄附を行う場合に、税申告（確定申告や市への申告）を行わなくても、所得税控除分相当額を含め寄附翌年度の住民税から税の控除を受けられる仕組みです。

ただし、次のいずれかに該当した方は、ワンストップ特例制度による寄附金税額控除は一切受けられませんので、全ての寄附金について確定申告又は住民税の申告を行う必要があります（千葉市から申告特例非該当通知を送付します）。

- ・ワンストップ特例の申請書を提出した自治体の数が6以上だった方
- ・確定申告書の提出義務がある方
- ・寄附をした年分の確定申告書又は千葉市への申告書を提出した方
- ・ワンストップ特例の申請時に記載した住所と寄附翌年1月1日住所地の市町村が異なる方（寄附翌年1月10日までに寄附先に手続きをしなかった場合）

15 申告にはマイナンバーが必要な？

市

Q

平成29年度の申告から、マイナンバーの記載が必要と聞きましたが、どのような書類が必要なのですか。

A

平成29年度の申告から、申告書へのマイナンバーの記載及び本人確認書類の添付または提示が必要となりました。マイナンバーカードをお持ちの方につきましては、マイナンバーカード1枚で本人確認が可能です。

マイナンバーカードをまだお持ちでない方は、下記書類の「①番号確認書類」及び「②身元確認書類」の双方をご用意ください。

①番号確認書類	個人番号通知カードまたは個人番号が記載された住民票の写し	
②身元確認書類	いずれか1点	運転免許証、パスポート、写真付きの身分証明書・社員証・学生証等、身体障害者手帳、在留カード、市から送付された申告書 など
	いずれか2点	被保険者証、年金手帳、写真なしの身分証明書・社員証・学生証等、住民票の写し、源泉徴収票、納税通知書、地方税・国税・公共料金の領収書（領収日が6か月以内のもの）など